

○大阪大学外国語学部副学部長に関する内規

〔平成19年8月23日  
制 定〕

最近改正 平24. 2. 16

(設置)

**第1条** 大阪大学外国語学部（以下「学部」という。）に、副学部長2人を置く。

(職務)

**第2条** 副学部長は、学部長の職務を補佐する。

(指名)

**第3条** 副学部長は、学部の学科目に配置される大阪大学の専任の教授のうちから学部長が指名し、学部教授会に報告する。

(任期)

**第4条** 副学部長の任期は、原則として学部長の任期と同一とする。ただし、学部長が任期の途中で辞任を申し出た場合、欠員となった場合、又は解任された場合は、次期学部長が就任するまでの間とする。

2 副学部長は、再任されることができる。

(その他)

**第5条** この内規に定めるもののほか、副学部長に関し必要な事項は、学部教授会において、別に定める。

**附 則**

この内規は、平成19年10月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成24年2月16日から施行する。